

農地の権利異動や転用を行う場合は、

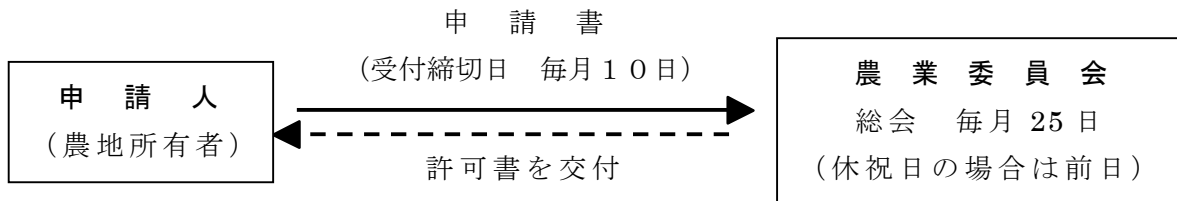
農業委員会又は県知事の許可が必要です

転用許可を受けずに、勝手に転用することは法律で禁止されています。

農地法第3条

農地等について、権利の設定、又は所有権の移転をするため許可を受けようとする場合には、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出する。

農地の権利を取得する際の下限面積について大月市は20アールです。



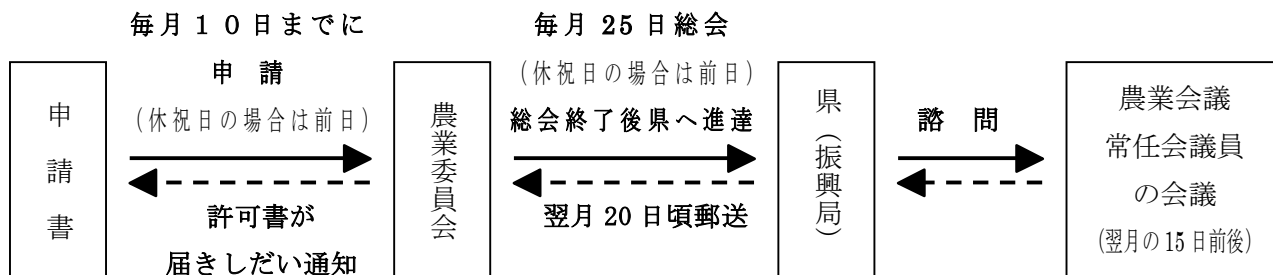
農地法第4条

自己所有の農地を農地以外の用途に転用する場合。

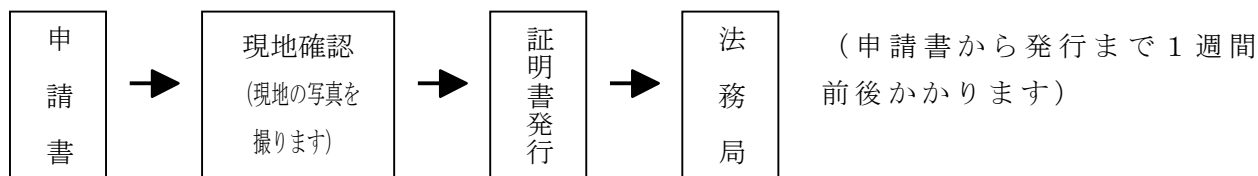
農地法第5条

農地等について、その転用のために所有権を移転し、又は地上権、永小作権、使用賃借による権利を設定し、もしくは移転する場合。

※4・5条関係の申請から許可書交付



転用確認証明



～登録地目の確認を～

現在農地法の許可後、転用はしたものの登記地目が農地になったままの方がたくさんおられます。課税上は宅地等になっていると思いますが、法務局に地目の確認を再度してみてください。もしも、農地になっている場合には、農業委員会事務局に転用確認証明申請書の提出をお願いします。

また、許可書の紛失により、再度許可の取り直しにならないためにも早い時期に出しましょう。わからない点等がありましたら、農業委員会事務局までお問合せください。